

放送法施行規則の一部を改正する省令の概要

1 趣旨

放送法及び電波法の一部を改正する法律(平成26年法律第96号)の施行に伴い、外国の放送局を用いて行われる国際放送の開始に係る届出事項を定める等、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

- (1) 外国の放送局を用いて行われる国際放送の開始に係る届出事項を定める。(第16条及び別表第1号の改正)
- (2) 外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の業務の廃止又は休止について、総務大臣の認可を不要とする場合等を定める。(第58条の2の新設)
- (3) 外国の放送局を用いて行われる国際放送又は協会国際衛星放送の業務の廃止に係る届出事項を定める。(第59条の改正)

3 施行期日

平成27年4月1日